

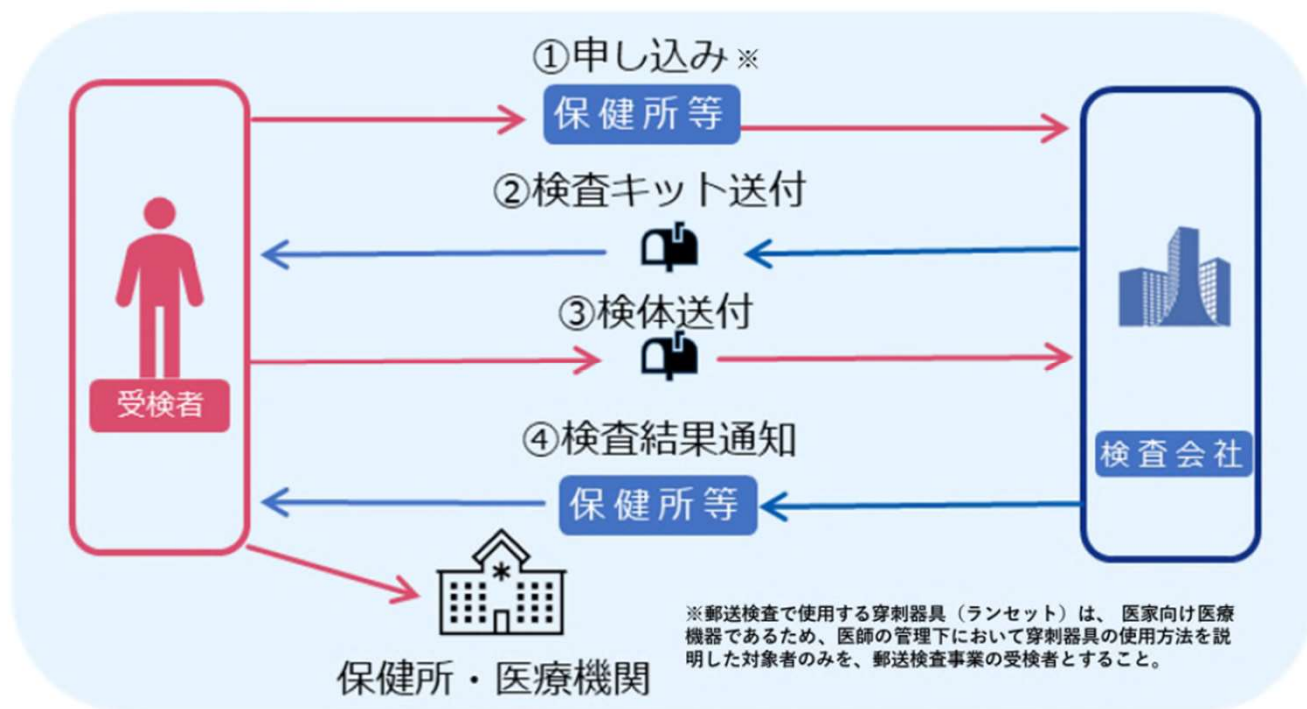
令和7年6月、厚生労働省より「保健所等で実施するHIV 郵送検査の手引き」が示された。

仙台市においても、以下の当該手引きで示された郵送検査の取り扱いを踏まえ、令和8年度に試行予定。

1 郵送検査について

保健所等を介した申し込み後、自己が採取した検体を郵送で検査事業者へ提出、検査結果が保健所等を介して、受検者に通知されるサービス。

◇ 手引きで示される郵送検査のイメージ

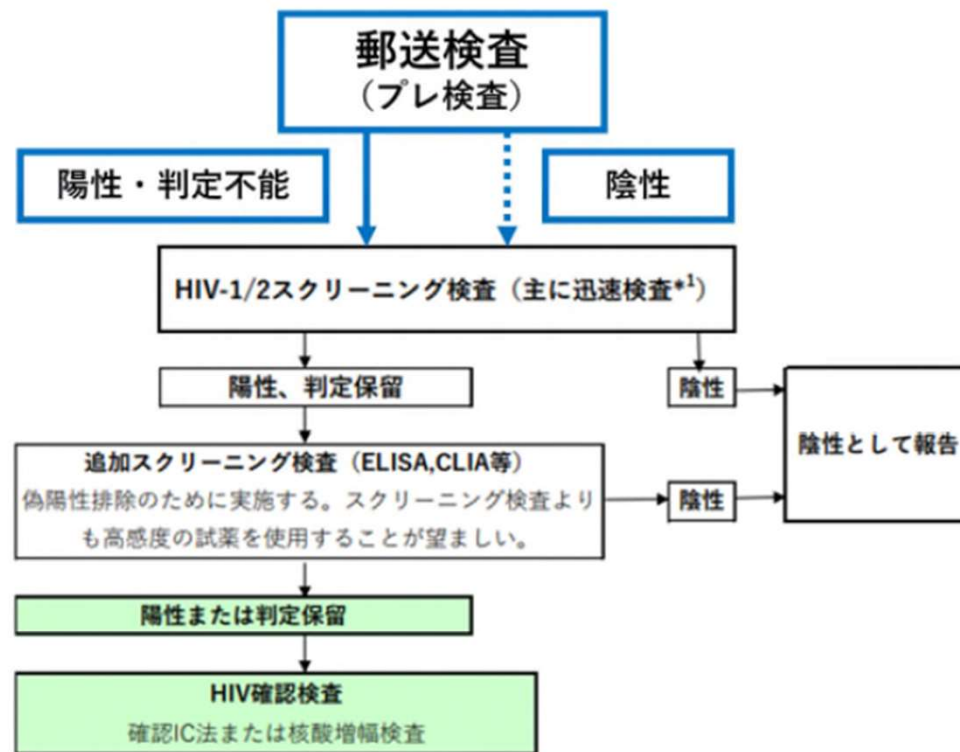


2 郵送検査の結果の取り扱い

郵送検査は、自己採血で得られた少量の血液を希釈して検査することとなるため、血液量、検体採取から検査までにかかる時間及び気候等の様々な状況が検査結果に影響を与える可能性を否定できない。

よって、保健所等で実施されるスクリーニング検査より検出感度が下がる可能性がある。

郵送検査は、スクリーニング前検査と位置づけることとし、スクリーニング検査に代わるものではないことに留意する。



HIV-1	確認IC ^{*2}		HIV-1核酸増幅検査	備考
	HIV-2	判定		
陽性	陽性	HIV陽性		
	陰性	HIV-1陽性		
	判定保留	HIV-1陽性		
判定保留	陽性	HIV-2陽性		
	陰性	HIV-1判定保留	陽性 (HIV感染急性期疑い)	追加スクリーニングの実施 2週間後再検査
	判定保留	HIV判定保留	陰性 (偽反応)	
陰性	陽性	HIV-2陽性		
	陰性	HIV陰性	陽性 (HIV感染急性期疑い)	追加スクリーニングの実施 2週間後再検査
	判定保留	HIV-2判定保留	陰性 (偽反応)	

3 申し込み時の留意点

(1) 匿名性への配慮

本人の同意がある場合を除き、匿名での申し込みを可能とすることが望ましい。

しかし、保健所等が受検者に対して受検結果の通知に関して介入が必要である状況を鑑み、必要最低限の情報は保健所等として取得することを妨げるものではない。

(2) 郵送検査の対象

地域の実情に鑑み、感染者の動向の把握によるハイリスク層へのアプローチの方法をできるだけ検討すること。

必要に応じてNGO 等と連携することにより、個別施策層に対する啓発に合わせた郵送検査のキャンペーンの実施、性行動が活発となる10代後半からの年代層に向け、ライフステージに合わせた検査キャンペーンの展開など、個別施策層に焦点をあてた取組の検討を行うことなどが考えられる。

(3) 適切な説明と同意

郵送検査は、医療機器を使用するため自己採血には一定のリスクを伴う。そのため、受検者に対し、医師の管理下において穿刺器具の使用方法や検査に関する留意事項の説明を行い、その内容を正しく理解し、同意したことを確認したうえで、検査キットを送付する。なお、医師の判断により、オンライン等での説明及び同意でも可。

4 検査結果の通知時の留意点

郵送検査の結果は、保健所等が受検者に通知する。

通知する際は、書面、メール、インターネットを利用したシステム等いかなる手段であっても、検査結果だけでなく、一般的な結果の解釈や受検勧奨について、受検者が理解できるよう平易な言葉で明確に説明すること。

(1) 陽性、判定保留の場合

- ・ 郵送検査の結果のみでHIV感染の診断が確定することはなく、スクリーニング検査を行い、結果が陽性であればさらに確認検査を行い、確認検査が陽性であればHIV 感染症の診断となること。
- ・ 保健所等は、郵送検査の結果説明等を行うとともに、保健所等におけるスクリーニング検査や医療機関への受診勧奨へと繋げるために必ず介入を行うこと。
- ・ 検出限界等による判定保留で再検査が必要な場合は、確実に再検査を行うこと。

(2) 陰性の場合

ウィンドウ期の可能性があることや、郵送検査は通常の検査と比べて検査に使用する血液の量が少ないため感度が低く、偽陰性の可能性が他の検査より高いこと。

感染の可能性がある場合は、保健所等又は医療機関に相談し、3か月程度の期間を空けて再度受検すること。